

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十九年一月二十日

埼玉県自動車税事務所長 渡 邊 守比呂

氏名又は名称	清宮商事株式会社
代表者の氏名	代表取締役 清宮 安雄
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目十六番十八号
指定取消年月日	平成二十八年十一月三十日